

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の保育事業	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成29年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成31年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成31年4月25日	△:検討中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

平成30年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
24	2	2	28

※1つの指摘・意見に対して複数の部局が回答している場合、按分して計算

第4 民間保育園等に対する補助金交付の状況

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	担当者(内線等)	本編頁
1 指摘 【各補助金の交付要綱】 一時預かりの時間延長に対する補助金について補助金の趣旨に従い、時間延長について補助金を支給すべきである。	財源の確保を伴うため、慎重に検討する。	△	子ども未来部	子ども保育課	2213	78

第11 保育所(園)の職員研修は適切に実施されているか

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	担当者(内線等)	本編頁
1 意見 【研修参加者の把握】 市としては、処遇改善加算の対象にもなるため、私立保育園に対して研修受講の啓発を行い、可能な限り研修受講者名の把握を行っていくことが可能であると考えられる。	今年度の立入検査の際に、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成するよう指導し、研修受講の啓発に努めた。	○	子ども未来部	子ども保育課	2213	159

第12 保育所(園)の多機能化への取り組み状況について

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	担当者(内線等)	本編頁
1 意見 【一時預かり事業】 保護者への周知方法等に改善の余地があるのではないか。	ぎふし子育て応援アプリや広報紙等、機会をとらえて周知に努める。	○	子ども未来部	子ども保育課	2213	173
2 意見 【休日保育事業】 拡大の方向で検討する必要がある。	保護者の利用状況等を踏まえ、検討していく。	△	子ども未来部	子ども保育課	2215	175
3 意見 【子育て支援センター事業】 保護者への周知方法等に改善の余地があるのではないか。	ぎふし子育て応援アプリや広報紙等、機会をとらえて周知に努める。	○	子ども未来部	子ども保育課	2215	178

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の保育事業	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成29年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成31年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成31年4月25日	△:検討中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

平成30年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
24	2	2	28

※1つの指摘・意見に対して複数の部局が回答している場合、按分して計算

第4 民間保育園等に対する補助金交付の状況

指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	担当者(内線等)	本編頁
第13 保育料の収納事務及び滞納保育料の管理は適切か						
指摘及び意見	措置状況(平成30年度末)	結果欄	部	課	担当者(内線等)	本編頁
2 意見 【滞納保育料の管理】 督促状の作成や延滞金管理等に対応したシステムを構築し「岐阜市利用者負担額滞納処分要綱案」の決裁を受けた上で、執行をすることができるようにすることが目標である。	平成30年度中に督促状の作成や延滞金管理等に対応するシステムを構築した。平成31年度から督促状を発付する。	○	子ども未来部	子ども保育課	2216	186
3 指摘 【収納率改善に向けた取り組み】 滞納保育料の徴収のため、滞納者から債務承認を受けて時効消滅を防いだ上で、現況届記載の勤務先に対する給与差押え手続きなどを行い、確実に回収するよう対策をとるべきと考える。	平成30年度中に督促状の作成や延滞金管理等に対応するシステムを構築し、滞納処分を実施できるよう要領を作成した。悪質な滞納者に対しては、滞納処分も視野に入れて指導していく。	○	子ども未来部	子ども保育課	2216	187
3 意見 【収納率改善に向けた取り組み】 他の利用書との公平性の観点から、児童手当からの徴収手続を検討することが望ましい。	平成30年度中に児童手当から保育料の徴収が実施できるようシステムを構築した。平成31年度から実施予定である。	○	子ども未来部	子ども保育課	2216	187
4 指摘 【不納欠損処分】 督促手続を経た差押え手続をする努力をするべきである。	平成30年度中に督促状の作成や延滞金管理等に対応するシステムを構築した。督促手続を行い、要領に従って粛々と指導していく。	○	子ども未来部	子ども保育課	2216	187